

学校法人相愛学園寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、学校法人相愛学園と称する。

第2条 この法人は、その事務所を大阪府中央区本町四丁目1番23号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、特に浄土真宗の精神に基づく教育により、有為な人材を育成することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条の規定による事業を行う。

第4条 この法人は、前条第1項の目的を達成する為に下記に掲げる学校を設置経営する。

- | | | |
|------------|--------|----------------|
| (1) 相愛大学 | 大学院 | 音楽研究科 |
| | 音楽学部 | 音楽学科 |
| | 人文学部 | 人文学科 |
| | 人間発達学部 | 子ども発達学科、発達栄養学科 |
| (2) 相愛高等学校 | 全日制課程 | 普通科、音楽科 |
| (3) 相愛中学校 | | |

第3章 役員及び理事会

第5条 この法人には次の役員を置く。

理事 13名以上14名以内

監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決を経て浄土真宗本願寺派総長の指名する理事がこれにあたる。

3 理事のうち1名を副理事長とし、第11条第1項第10号の理事のうちから、理事会の議を経て理事長が任命する。

4 理事のうち3名を常務理事とし、学長、校長及び事務局長である理事をもってあてる。

5 理事のうち若干名の常任理事を置く。常任理事は第11条第1項第4号より第8号までの理事をもってあてる。

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は業務の推進を円滑に行うため、常任理事会を設ける。

3 常任理事会の運営は、別に定めるところによる。

4 理事会は、理事長が招集する。但し理事の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 理事長は理事会の議長となる。
- 7 第13条第3項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 9 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合、及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、第8項及び第9項の規定の適用については、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第7条 理事会において議決する事項は、次の通りである。

- (1) 資産の管理及び処分に関する事項
- (2) 債権及び債務の設定に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 寄附行為の変更に関する事項
- (5) 合併若しくは解散に関する事項
- (6) 学則の制定及び変更に関する事項
- (7) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (8) その他、前各号に類する重要事項

第8条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。
- 3 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議にはかつて、議長がこれを確認しなければならない。
- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第9条 理事長は、この法人業務について、この法人を代表し、その事務を総理する。

- 2 副理事長は理事長の職務を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。
- 3 副理事長にも事故があり、又は欠けたときは、理事長のあらかじめ指定した理事が順次理事長を代理し、又はその職務を行う。

第10条 理事長以外の理事は、この寄附行為に特別の定めある場合以外、すべてこの法人の業務については、この法人を代表しない。

第11条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 浄土真宗本願寺派総務 1 名を含め、浄土真宗本願寺派総長が指名する者 2 名以内
- (2) 浄土真宗本願寺派津村別院輪番
- (3) 相愛学園学園長
- (4) 相愛大学学長
- (5) 相愛高等学校校長（相愛中学校校長を兼務する。）
- (6) 相愛学園事務局長
- (7) 相愛大学副学長のうちから理事会において選任する者 1 名
- (8) 相愛高等学校・相愛中学校副校長及び教頭のうちから理事会において選任する者 1 名
- (9) この法人の評議員のうちから互選による者 2 名
- (10) この法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任する者 3 名

第 12 条 前条に規定する理事は、その選任の条件となっている職位を退いたときは理事の職を失うものとする。

第 13 条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) 法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

3 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 14 条 この法人の役員（第 11 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに掲げる者を除く。）の任期は、3 年（就任当日を起算日とする。）とし再任を妨げない。

2 欠員が生じたときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 役員更迭の場合は、任期満了の場合でも後任者へ引継を終るまでは、なお職務を行う。

第16条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえたものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規程又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の理由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 私立学校法第38条第8項第1号及び第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第18条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第19条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第20条 この法人は、役員のうちには各役員について、その配偶者又は3親等内の親族が1人をこえて含まれてはならない。

第4章 評議員及び評議員会

第21条 評議員会は、次の評議員28名以上29名以内を以て組織する。

- (1) 浄土真宗本願寺派宗務所の職員のうちから理事会において選任する者2名
- (2) 相愛大学の専任の教育職員のうちから別に定める規定によって推薦された者2名
- (3) 相愛高等学校及び相愛中学校の専任の教育職員のうちから互選された者2名
- (4) 第2号及び第3号の教育職員を除くこの法人の専任の職員のうちから互選された者2名
- (5) この法人の理事全員（第11条第1項第9号の理事は除く）

(6) この法人に関係ある学識経験者のうちから理事長が推薦し、理事会において選任する者7名

(7) この法人の設置する学校及び財団法人相愛女学園の設置した学校の卒業生で年令25年以上の者のうちから理事会において選任する者2名

第22条 評議員（前条第5号による理事である者を除く。）の任期は3年（就任当日を起算日とする。）とする。但し欠員が生じた場合、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条のうち第6号及び第7号を除く各号に規定された評議員が、その選任の条件となっている職位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 評議員に欠員が生じ理事の定数の2倍以下になったときは、1月以内に補充しなければならない。

5 評議員は、すべて名誉職とする。

第23条 評議員更迭の場合は、その任期満了の場合でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第24条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

第25条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員の互選とし、その任期は、評議員の任期とする。

第26条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集する

第27条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、評議員の過半数の出席がなければ、この議事を開き議決することができない。

2 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

4 評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、第1項及び第2項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第28条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員及び監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

3 出席評議員から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、

次の会議にはかつて、議長がこれを確認しなければならない。

第29条 評議員会において議決する事項は、下記の通りである。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 合併

第30条 下記に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 寄付金品の募集に関する事項
- (3) 剰余金の処分に関する事項
- (4) 事業に関する中期的な計画
- (5) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (6) その他学校法人の業務に関する重要事項で、理事長に於いて必要と認めた事項

第31条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第32条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

第33条 この法人の資産は、下記の通りである。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 浄土真宗本願寺派支出金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 授業料、入学金、入学検定料及び諸手数料
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産及びその他の基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産、又は収益事業用財産に編入する。

第35条 この法人の資産は、理事会の決議に従い、理事長又は理事長の命ずる理事が管理の責に任ずる。

第36条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又担保に供してはならない。但しこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事の3分の2以上の同意を得てその一部に限り処分することができる。

第37条 基本財産に属する積立金は、国庫債券、地方公債、又は确实なる社債に換え、又は現金のままこれを郵便官署又は确实な銀行に預入するか、又は信託会社に信託する。

- 2 運用財産は、評議員会の意見を聞いた上で、これを基本財産に処分編入することができる。

第38条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長又は理事長の命ずる理事の編成したものについて、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

- 2 この法人の会計は、学校会計と事業会計に分ける。
- 3 追加予算及び既定予算の更正についても、第1項の手続を経なければならない。
- 4 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事長又は理事長の命ずる理事の編成したものについて、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

第39条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書と共にこれを作成して、監事の意見を附して理事会の議決を得、評議員会の承認を求めなければならない。

- 2 この法人の決算に剰余金を生じたときは、理事会の決議により、その一部又は全部を基本財産に編入し若しくは翌年度に繰り越すことができる。

第40条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事の3分の2以上の同意を得、且つ評議員会の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

第41条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第42条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネット

の利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第43条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬等を支給することができる。

第44条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 収益を目的とする事業

第45条 この法人は、第3条第2項により、下記の収益事業を行う。

- (1) 事務所貸付業
- (2) 保険代理業

第46条 毎会計年度に於いて、事業会計の収支決算上利益金を生じた場合においては、当該利益金の内1割の金額は、これを事業会計の積立金として積立て、他の金額は運用財産に繰り入れるものとする。

第47条 事業会計の積立金は、その会計年度における事業会計の収入をもって補填できることが確実な場合、又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

第7章 解散

第48条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号に掲げる事由に因るほか、理事の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によって解散する。

2 前項の評議員会の議決は、評議員総数の3分の2以上出席し、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

3 第1項の理由に因る解散は、文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。目的たる事業の成功の不能に因る解散は、理事の3分の2以上の同意、及び評議員会の議決がなければならない。

4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第49条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によって、浄土真宗本願寺派関係の学校法人その他教育事業を行う法人のうちから選定されたものに帰属する。

第8章 寄附行為の変更

第50条 この法人の寄附行為を変更するには、理事総数の3分の2以上の同意、及び評

議会の議決を経、且つ文部科学大臣認可を得なければならない。

- 2 前項の評議員会の議決は、評議員総数の3分の2以上出席し、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。
- 3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、第1項の定めにかかわらず、理事総数の3分の2以上の同意、及び評議員会の議決を経、文部科学大臣に届出なければならない。

第9章 公告方法その他

第51条 この法人の公告は、相愛学園掲示場に掲示して行う。

第52条 この寄附行為施行規則は、理事会において定める。

第53条 この寄附行為に規定しない事項は、凡て私立学校法その他の法令の規定による。

附則

第54条 この寄附行為は、組織変更の登記した日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成2年12月25日）から施行する。
(役員及び評議員についての経過措置)
- 2 この寄附行為施行の際、現に役員又は評議員である者は、施行の日より60日以内に新たに選任される役員及び評議員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 平成6年11月21日文部大臣認可のこの寄附行為は平成7年4月1日から施行する。
(相愛女子短期大学学科名称変更に伴う経過措置)
- 2 相愛女子短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規程にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は文部大臣認可の日（平成8年10月16日）から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 平成11年10月22日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 平成11年12月22日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成12年2月25日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 (相愛女子短期大学学科の名称変更に伴う経過措置) 相愛女子短期大学の国文学科、英米語学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の 規程にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学し なくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成15年11月11日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成17年12月5日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成18年5月26日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成19年5月30日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 (相愛大学人文学部現代社会学科の存続に関する経過措置)
相愛大学人文学部現代社会学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかか

ならず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年5月19日）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の寄附行為第5条第2項の規定は、施行日以後に行われる理事長の選出について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年7月31日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年7月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 平成22年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成24年7月30日）から施行する。

(任期の適用)

2 第11条第1項第1号理事の任期の起算日は、前項に規定する日からとする。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成31年3月28日から施行する

(施行期日)

附 則

1 令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、令和3年12月2日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（令和4年2月28日）から施行する。